



島根県報

令和6年10月29日（火）

号外 第 104 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第646号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 6 年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	佐野波子停車場線	浜田市宇津井町296番2地先から同地先まで	前	メートル 13.60～ 14.50	14.40	浜田県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	14.50～ 21.60	14.40		
〃	浜田美都線	益田市美都町板井川1730番4地先から同地先まで	前	12.55～ 17.51	14.94	益田県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	12.55～ 24.03	14.94		

島根県告示第647号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 6 年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	野地鎌手停車場線	益田市西平原町505番 5 地先から同町 521番 2 地先まで	メートル 192.00	令和 6 年 11月 1 日	益田県土整備 事務所	